

重要

高等学校等奨学資金

返還のてびき



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

返還が完了するまで大切に保管し、利用してください。
奨学資金は貸与されたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。

貸与奨学資金返還確認票の貼付

目 次

I	貸与奨学資金返還確認票の確認	1
II	奨学資金の返還	1
1	奨学資金の返還方法	1
(1)	割賦方法・返還期日	
(2)	割賦金	
2	奨学資金の返還	2
(1)	取扱金融機関	
(2)	加入手続き	
(3)	口座振替の手数料	
(4)	記入方法	
(5)	振替用口座の変更	
3	本人・連帯保証人・保証人の住所・電話番号・勤務先などの変更	3
(1)	勤務先（変更）届	
(2)	奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）	
4	連帯保証人・保証人の変更	3
5	繰上返還	4
6	育英会からのお知らせ	4
(1)	口座振替及び返還についてのお知らせ	
(2)	返還完了のお知らせ	
7	返還を延滞した場合	4
8	返還猶予	5
9	返還の免除	5
10	時効更新の効力	5
11	管轄の合意	5
III	規程等	12
	公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程	12

公益財団法人島根県育英会（以下「育英会」という）の奨学資金は必ず返還する義務があり、その返還金は、後輩の奨学資金として直ちに利用する仕組みになっています。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより、初めて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、必ず約束どおりに返還してください。

なお、てびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

I 貸与奨学資金返還確認票の確認

1 貸与奨学資金返還確認票

奨学資金の貸与終了時に「貸与奨学資金返還確認票」が交付されます。

【内容確認等について】

- ① 借入金額・貸与の状況・返還の条件等を確認してください。疑問があれば、育英会に申し出てください。
- ② 記載事項に変更や追加がある場合は、速やかに育英会へ届け出てください。詳細は、3頁「3. 本人・連帯保証人・保証人の住所・電話番号・勤務先などの変更」を参照してください。
- ③ 表紙の裏にあなたの「貸与奨学資金返還確認票」を貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

II 奨学資金の返還

1 奨学資金の返還方法

(1) 割賦方法・返還期日

ア 割賦方法

返還誓約書で選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

イ 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に終了した場合は10月）の5日が初回です。以降毎月5日に毎回の月賦分を振替用口座から引き落とします（2頁参照）。併用返還の場合は、毎月5日に月賦分を、7月と12月の5日には半年賦分を引き落とします。

ウ その他

5日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。また、5日の残高不足等により振り替え出来なかった場合には、20日に再度請求します。

(2) 割賦金

振替日に口座から引き落とされる金額です。

ないでください。

なお、新口座への変更は、手続きに1～2か月程度かかります。

3 本人・連帯保証人・保証人の住所・電話番号・勤務先などの変更

住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに届け出てください。届け出がないと、育英会からの重要な通知が届かず、延滞金が賦課される等、不利益が生ずることがあります。

(1) 勤務先（変更）届 様式は7頁

(2) 奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届） 様式は9頁

・住所変更：住民票を添付。

・姓の変更：戸籍抄本を添付。

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本。

4 連帯保証人・保証人の変更

連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由で変更する場合は、育英会（☎0852-28-1981）までお問い合わせください。

本人及び変更後の連帯保証人又は保証人の自署押印（実印、印鑑登録証明書添付）による届け出が必要となります。

(1) 奨学資金返還者異動届・1（連帯保証人・保証人変更届） 様式は8頁

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本。

(2) 【連帯保証人】原則として「父母」

次の条件すべてに該当する人を選任

① 奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。

② 奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。

③ 未成年者および学生でないこと。

④ 奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。

⑤ 債務整理中（破産等）でないこと。

(3) 【保証人】次の条件すべてに該当する人を選任（島根県内・県外は問わない）

① 奨学生本人および連帯保証人と別生計であること。

② 返還誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で65歳未満であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。

③ 未成年者および学生でないこと。

④ 奨学生本人または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。

⑤ 債務整理中（破産等）でないこと。

【返還者異動届等の記入上の注意】

- ① 「借金額」、「日付」、「本人」欄は必ず記入してください。
- ② 変更のある人の欄のみ記入もれのないよう自署で記入してください。
- ③ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ④ 親権者欄は、記入日現在、奨学生が未成年者の場合には記入してください。親権者が2人の場合は、2人とも記入の必要があります。民法で定められた後見人がいる場合には、後見人の方が自署してください。
- ⑤ 訂正をする場合には、該当箇所に二重線を引き、訂正してください。押印の必要な様式は、訂正印が必要です。
修正液・修正テープでの訂正は認められません。

5 繰上返還

全額又は一部を繰り上げて返還することができます。

希望するときは育英会（☎0852-28-1981）に連絡してください。

6 育英会からのお知らせ

(1) 口座振替及び返還についてのお知らせ

口座振替の手続きが金融機関と完了後、返還の明細をお知らせします。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。この「高等学校等奨学資金返還明細」は、21頁の所定欄に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

(2) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、そのことを奨学生本人に通知するとともに、提出されていた奨学資金返還誓約書（借用証書）をお返しします。

7 返還を延滞した場合

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。奨学資金の返還を滞納した場合は、状況に応じて督促、債権回収会社に委託するほか、訴訟等の法的措置がとられます。

8 返還猶予

- (1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程又は専門課程に在学している場合、在学している期間は願出により返還猶予ができます。

在学証明書を添付してください。

なお、専修学校の一般課程又は学校教育法に規定されない、予備校や補習科、高等技術校、農林大学校、ポリテクカレッジ等猶予できない学校もあります。

- (2) 災害、傷病、経済困難など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額又は返還猶予を願出することができます。

生活保護受給証明書、罹災証明書又は診断書等を添付してください。

記入にあたっては、11頁の資料2を参照してください。

【記入上の注意】

- ① 奨学生本人が自筆で記入してください。
- ② 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ③ 返還猶予する事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。

9 返還の免除

本人が死亡又は心身障害により返還できなくなったときは、連帯保証人又は保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、願出により返還を免除することがあります。

返還の免除には手続きが必要となりますので、育英会（☎ 0852-28-1981）まで連絡をしてください。

なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

【注意】

延滞している場合は返還免除の対象になりません。願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です。（延滞をしている場合、延滞を解消することにより願出は可能になります。）

10 時効更新の効力

奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。

11 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

奨学資金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例
(3枚とも育英会に提出)

字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

預(貯)金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (収)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

住所は自宅の住所

奨学生番号は正確に

私は、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第18条の規定による奨学金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

奨学生番号	24AA-XXXX	氏名	島根太郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	①本人 2.その他()		TEL	0852-XX-XXXX	
親権者の同意	父(氏名) 島根育郎		母(氏名) 島根花子		

本人が未成年の場合は、親権者が自署してください。

一預(貯)金口座振替規定一

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

印鑑は2枚目、3枚目にも必ず押印すること

I 返還する口座について

口座番号を間違えない

★ゆうちょ銀行以外

金融機関コードが不明なら記入不要

育英 (銀行・信用金庫)	育英 (支店)		
農協・信用組合	支所		
金融機関コード	支店コード	普通	口座番号
			/ 2 3 X X X X
フリガナ	シマネ タロウ		
口座名義人	島根太郎		
振替日	5日(再20日) 金融機関休業日の場合は翌営業日		
種類	島根高校奨学金		

奨学生本人名義の口座を記入

通帳届け出印を3枚すべてに押印

★ゆうちょ銀行

通帳記号、通帳番号を間違えない

取扱内容(種目コード)	新規(166)・変更(166)・解約(176)		
種別コード	通帳記号	通帳番号(右ツメで記入)	
30	/ 5 X X X の	000123 X X	
フリガナ	シマネ タロウ		
口座名義人	島根太郎		
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地 TEL(0852-XX-XXXX)		
払込日	5日(再20日) 金融機関休業日の場合は翌営業日	払込開始年月	年 月
		記入不要	

奨学生本人名義の口座を記入

通帳届け出印を3枚すべてに押印

通帳に書いてある住所を記入

返還用口座は下記の金融機関の中から選んでください。
口座振替の手数料は奨学生本人負担となっています。返還日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	33円
島根益田信用組合	26円	※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。	

(このページをコピーするか、育英会のホームページからダウンロードして書類を作成してください。)

※各自が自筆で記入してください。

※本人欄の記入は必須です。

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

勤務先（変更）届

年 月 日

公益財団法人鳥根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号	
	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	☎
連帯保証人	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	☎
保証人	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	☎
親権者	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	☎

本人欄の記入は必須
(本人自署)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。
それぞれ自署押印してください。

(2024.1)

様式14 (規程第13条・24条関係)

奨学資金返還者異動届・1 (連帯保証人・保証人変更届)

借用金額

[Empty box for loan amount]

円

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

Table with 3 main sections: 本人 (Applicant), 連帯保証人 (Joint Guarantor), and 保証人 (Guarantor). Each section includes fields for address, name, phone, and relationship, with a designated area for a seal (実印).

本人欄の記入は必須 (本人自署)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。それぞれ自署押印してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する。
※2 実印押印のうえ印鑑登録証明書(発行後3か月以内の原本)を添付する。
※3 本人が未成年の場合は実印・印鑑登録証明書に替え認印・住民票で可。

(奨学生が未成年者の場合には記入してください。)

Table for parental information, including fields for address, name, and phone for both father and mother, with a designated area for a seal (印).

- 1 異動事項(※の該当箇所を○で囲んでください)借用証書記載の(※連帯保証人・※保証人)を変更する。
2 異動の理由(具体的に記入)

[Empty box for moving reasons]

- 3 時効についての確認事項
奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。
4 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

様式14 (規程第13条・24条関係)

奨学資金返還者異動届・2 (住所等記載事項変更届)

借入金額

[Empty box for loan amount]

円

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借入しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借入金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

Main form with sections for '本人' (Applicant), '連帯保証人' (Joint Guarantor), and '保証人' (Guarantor). Each section includes fields for address, name, phone numbers, and relationship.

本人欄の記入は必須 (本人自署)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。それぞれ自署してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する。
※2 住所変更の場合は住民票 (発行後3か月以内の原本) を添付する。
※3 姓変更の場合は戸籍抄本 (発行後3か月以内の原本) を添付する。

(奨学生が未成年者の場合には記入してください。)

Form for '親権者' (Guardian) with fields for address, name, and phone numbers for both father and mother.

- 1 異動事項 (※の該当箇所を○で囲んでください。)
借用証書記載の (※本人・※連帯保証人・※保証人・※親権者) の記載事項に変更が生じた。
2 異動事項の内容 (具体的に記入)
3 異動の理由 (具体的に記入)

[Empty box for item 2: Heterodyne item content]

[Empty box for item 3: Reason for heterodyne]

- 4 時効についての確認事項
奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。
5 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

(このページをコピーするか、育英会のホームページからダウンロードして書類を作成してください。)

※各自が自筆で記入してください。

※本人欄の記入は必須です。

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

様式13 (規程第21条関係)

高等学校等奨学資金返還猶予願

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨 学 生 番 号	借用終了時の学校名
島高奨第 - 号	

奨学資金は 年 月分まで受領

氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	(自宅)
	(携帯)

次のとおり返還猶予を受けたいのでお願いします。

1 希望の返還猶予期間

西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで

2 猶予を希望する事由 (詳細に)

3 進学を理由とした場合、進学した学校の在学期間

西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで

- 注 1 事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。(在学証明書等)
2 住所、電話番号は、育英会から速やかに連絡できることを記入してください。

様式13 (規程第21条関係)

記入例

高等学校等奨学資金返還猶予願

年 月 日

記入した日付

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

貸与終了の年月を記入してください。

奨学生番号	借用終了時の学校名
島高奨第 21AA - 999 号	育英高等学校

奨学資金は 2024 年 3 月分まで受領

氏名	島根 太郎
住所	〒 690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 市営住宅 3 号棟 123 号室
電話番号	(自宅) 0852-**-*****
	(携帯) 080-****-*****

次のとおり返還猶予を受けたいのでお願いします。

1 希望の返還猶予期間

西暦 2024 年 4 月 から 西暦 2028 年 3 月 まで

2 猶予を希望する事由 (詳細に)

島根県立育英大学に進学したため

貸与規程第 21 条をよく読んで記入してください。

学校に在学以外の事由での猶予は、通算 6 年以内の期間が限度です。

3 進学を理由とした場合、進学した学校の在学期間

西暦 2024 年 4 月 から 西暦 2028 年 3 月 まで

- 注 1 事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。(在学証明書等)
2 住所、電話番号は、育英会から速やかに連絡できることを記入してください。

Ⅲ 規程等

公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第7条）
- 第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等（第8条～第16条）
- 第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等（第17条～第24条）
- 第5章 奨学資金の返還免除及び手続（第25条～第27条）
- 第6章 補則（第28条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学困難な本県出身の生徒に対し、奨学資金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学資金」とは、奨学金及び入学支度金をいう。

2 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

3 この規程において「入学支度金」とは、私立の学校に入学するために貸与する金銭をいい、奨学金の貸与を受ける人についてのみ貸与することができるものとする。

4 この規程において「奨学生」とは、奨学資金の貸与を受ける人をいう。

5 この規程において「生徒」とは、次の各号に掲げる学校（以下「高等学校等」という。）のいずれかに在学する本県出身の生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校の後期課程
- (3) 特別支援学校の高等部の本科
- (4) 高等専門学校（専攻科を除く。）
- (5) 専修学校の高等課程

6 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

7 第5項に定める生徒であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨

学生の対象とはしない。

- (1) 日本学生支援機構における奨学金（給付型を除く）を受けている人
- (2) 母子及び寡婦福祉法に定める修学資金又は就学支度資金を受けている人
- (3) 高等学校定時制課程等修学奨励資金を受けている人
- (4) 特別支援教育就学奨励費の給付を受けている人

（貸与額及び利息）

第3条 奨学金の貸与月額は、次の表の左欄に掲げる通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

通学形態の区分		奨学金の貸与月額
国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	33,000円
	自宅外通学	38,000円

- 2 入学支度金の額は、23,100円とする。
- 3 奨学金及び入学支度金は、無利息とする。

（連帯保証人及び保証人）

第4条 奨学資金の貸与を受けようとする人（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人1人及び保証人1人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者
 - (2) 保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む成年者
- 3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学資金の貸与を受けた人に対し、連帯保証人若しくは保証人の追加又は連帯保証人若しくは保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等

（奨学生願書の提出及び取下げ）

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人となる人と連署の上、別に定める高等学校等奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに在学する学校長（以下「学校長」という。）に提出してその推薦を受けなければならない。

- 2 前項の規定により提出する奨学生願書には、奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）を添付しなければならない。
- 3 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学生願書取下届（以下「願書取下届」という。）を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。
- 4 出願者は、高等学校等に入学しなかったとき、又は、高等学校等の前学年から進級しなかった場合は、直ちに、学校長を通じて、願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願

書を取下げることができる。

(奨学生の選考及び決定)

- 第6条** 選考委員会は、出願者のうち、学習意欲が旺盛で経済的理由により修学が困難である人を選考するものとする。
- 2 前項の規定により行われる選考は、次に掲げる判定に基づくものとする。
 - (1) 特に学習意欲が旺盛であるかどうかについての総合的判定
 - (2) 修学が困難であるかどうかについての判定
 - 3 前項の規定にかかわらず著しく修学が困難と認められる人については、同項第2号の判定により選考するものとする。
 - 4 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。この場合において、高等学校等に在学していない人（以下「予約奨学生」という。）については、高等学校等への進学を条件としなければならない。
 - 5 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、学校長を通じて出願者に文書で通知するものとする。
 - 6 予約奨学生は、高等学校等への入学後、学校長を通じて、別に定める高等学校等進学届を理事長に提出することによって奨学生の資格を得るものとする。

(返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書等の提出)

- 第7条** 奨学生の決定通知書を受けた人は、高等学校等への入学後、理事長が指定する期限までに学校長を通じて、別に定める返還誓約書（借用証書）（連帯保証人及び保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、奨学生は、保証人を立てることが困難なときは、学校長を通じて、あらかじめ別に定める保証人免除願を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認を受けた人については、この規程中「連帯保証人及び保証人」、「連帯保証人又は保証人」又は「連帯保証人若しくは保証人」とあるのは、それぞれ「連帯保証人」と読替えるものとする。
 - 4 返還誓約書を提出する場合は、奨学生本人の住民票抄本並びに連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等

(奨学資金の交付)

- 第8条** 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 2 入学支度金は、第7条に規定する返還誓約書の提出があった後、最初の奨学金の交付に合わせて交付する。
 - 3 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

第9条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

第10条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める島根県育英会高等学校等奨学金貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあつては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあつては、連帯保証人及び保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が学校長を通じて提出することにより行うものとし、当該変更を適用する月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(奨学金の貸与期間)

第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する人に対する奨学金の貸与期間は、4年間を限度とする。

- (1) 予約奨学生 入学した月
- (2) 予約奨学生以外の者 理事長が別に定める月

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

第12条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、学校長を通じて、学校長が証明する進級確認書及び理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、連帯保証人（第7号の場合にあつては新たに連帯保証人となる者）と連署の上、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学生異動届（以下「奨学生異動届」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (8) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

(貸与の休止又は停止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき。 進級が認められなかった日
- (2) 休学をしたとき。 休学の初日
- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(貸与の復活)

第15条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知するものとする。

(奨学資金の辞退及び貸与期間の特例)

第16条 奨学生は、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学資金辞退届（以下「奨学資金辞退届」という。）を理事長に提出することにより、奨学資金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号の事由に該当する場合で理事長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日
- (2) 転学したとき。 転学した日

3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

(奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日
- (2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
- (3) 死亡したとき。 死亡した日

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消すことがある。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日

- (2) 第13条第1号から第3号まで並びに第7号及び第8号に定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
 - (3) 傷病などにより修学の見込がないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (4) 学業成績の不振、性行の不良、債務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日
- 3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知する。
 - 4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等

(奨学資金の返還)

第18条 奨学資金を返還しようとする人（以下「奨学資金返還者」という。）は、奨学金の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、貸与を受けた奨学資金の総額に応じて別に定める返還期間内に、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

2 奨学資金の返還は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 月賦又は月賦と半年賦
- (2) 別に定める金融機関の口座振替

3 前項第1号に掲げる割賦の金額は、理事長が別に定める。

4 奨学資金返還者が島根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学資金の全部又は一部を免除することができる。

5 奨学資金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学資金の全部返還)

第19条 奨学資金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学資金の繰上げ返還)

第20条 奨学資金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学資金を繰上げて返還することができる。

(奨学資金の返還猶予)

第21条 奨学資金返還者が次の各号のいずれかの事由により貸与を受けた奨学資金の返還猶予を希望する場合は、別に定める高等学校等奨学資金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第5項各号及び次に定める学校に在学するとき。

ア 大学院

- イ 大学
- ウ 短期大学
- エ 専修学校の専門課程

- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。

2 理事長は、奨学資金の返還を猶予する必要があると認めるときは、通算 6 年以内の期間（奨学金返還者が前項第 1 号の事由に該当する場合で理事長が認めるときにあっては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学資金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第 1 項に定める事由により奨学資金の返還の猶予している期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

（割賦金に係る延滞金）

第22条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して 1 月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365 日当たり）5 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

（返還金の充当）

第23条 奨学資金返還者から返還金の支払があった場合は、次に掲げるところにより、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

（奨学資金返還者の異動届）

第24条 奨学資金返還者及び奨学資金の返還の猶予を受けている人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第 7 条第 4 項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (2) 本人、連帯保証人又は保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第25条 奨学生、奨学資金返還者又は奨学資金の返還を猶予されている人が死亡した場合は、その相続人又は連帯保証人若しくは保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学資金の返還免除及び手続

(返還免除)

第26条 理事長は、奨学生又は奨学資金返還者が死亡又は心身の障害により奨学資金の返還ができなくなった場合には、当該奨学生又は当該奨学資金返還者が貸与を受けた奨学資金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第27条 奨学生又は奨学資金返還者（死亡によるときは、その相続人。以下同じ。）は、前条に規定する事由により奨学資金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人及び保証人と連署の上、別に定める高等学校等奨学資金返還免除願（以下「奨学資金返還免除願」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、奨学生又は奨学資金返還者が奨学資金返還免除願を提出できないとき、又はしないときは、連帯保証人及び保証人は、連署の上、奨学資金返還免除願を理事長に提出することができる。

2 奨学資金返還免除願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該傷害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第28条 奨学資金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学資金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第29条 この規程中別に定めるとした事項その他この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年6月9日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。
- 2 この規程の変更後の第2条第7項第4号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成25年6月11日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成26年6月16日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第7条第4項に準ずるものとする。

様式1（規程第5条関係）	高等学校等奨学生願書……………	省略
様式2（規程第5条関係）	高等学校等奨学生願書取下届……………	省略
様式3（規程第6条関係）	高等学校等進学届……………	省略
様式4（規程第7条関係）	奨学資金返還誓約書（借用証書）……………	省略
様式5（規程第7条関係）	預（貯）金口座振替依頼書……………	省略
様式6（規程第10条関係）	島根県育英会高等学校等奨学金貸与月額変更願……………	省略
様式7（規程第12条関係）	進級確認書……………	省略
様式8（規程第12条関係）	生活状況書……………	省略
様式9（規程第13条関係）	高等学校等奨学生異動届……………	省略
様式10（規程第13条関係）	削除	
様式11（規程第15条関係）	高等学校等奨学金貸与復活願……………	省略
様式12（規程第16条関係）	高等学校等奨学資金辞退届……………	省略
様式15（規程第24条関係）	削除	
様式16（規程第25条関係）	死亡届……………	省略
様式17（規程第27条関係）	高等学校等奨学資金返還免除願……………	省略

返
還
の
明
細
貼
付